

大学、国立試験研究機関等の
施設整備について
(案)

平成 13 年 6 月
科学技術システム改革専門調査会

． 基本的考え方

次代を担う人材の育成と優れた研究成果の創出は、国家発展の力であり、大学、国立試験研究機関等の施設は、これらを生み出す基盤である。

国内外の優秀な学生や研究者を引き付ける魅力に富んだ世界水準の教育・研究環境の確保なくして、「世界最高水準の科学技術創造立国」はあり得ない。このため、先進諸国に比べて著しく見劣りする施設の状況にかんがみ、今基本計画期間中に、優れた教育・研究成果を上げるなど活性化している大学、国立試験研究機関等を中心に優先度の高い施設に重点を置きつつ、施設整備を促進する。

． 国立大学等の施設の整備

1 ． 経 緯

(1) 現状等

国立大学等(大学共同利用機関を含む。以下同じ。)の施設(総面積：約2300万 m^2)については、第1期科学技術基本計画において「狭隘化の解消及び老朽施設の改築・改修に約1200万 m^2 の整備」が必要であり、施設整備を計画的に推進するとされていた。これを受け、平成8年度から12年度の間に(12年度補正予算を含まない。)1兆847億円の事業費を投じ306万 m^2 の整備を行ってきたが、この間、当初予算で十分な事業

費が確保できず計画的な整備を十分図れなかったこと（平成 8 ～ 12 年度の当初予算事業費：5 2 3 6 億円、整備面積：1 3 2 万 m²）、大学院重点化政策に基づく大学院学生数拡大に対応する施設整備が十分でなかったことなどにより、施設の老朽化・狭隘化問題の解消は全体として進んでいない。

このため、第 2 期科学技術基本計画（以下「基本計画」という。）において、「必要な整備面積は約 1 1 0 0 万 m²に達している」とされ、「第 2 期基本計画期間中においては、このうち、大学院の狭隘化の解消、卓越した教育研究の実績がある研究拠点の整備、既存施設の活性化などの観点から、5 年間に緊急に整備すべき施設を盛り込んだ施設整備計画を策定し、計画的に実施する」ととされている。基本計画初年度の施設整備は、12 年度補正予算と 13 年度当初予算の合計で整備費約 2 5 0 0 億円（整備面積 7 5 万 m²）となっている。

（2）国立大学等施設緊急整備 5 か年計画

文部科学省は、基本計画に基づき「国立大学等施設緊急整備 5 か年計画」（以下「文科省計画」という。）を策定し、4 月 19 日に開催された総合科学技術会議に報告した。この概略は以下のとおりである。

計画期間

平成 13 年度から 5 か年

整備対象

緊急に整備が必要な施設について、整備目標等を明らかにし、重点的・計画的に整備を行う。

- 大学院充実等に伴う大学院施設の狭隘解消等(約120万 m^2)、卓越した研究拠点等(約40万 m^2)、先端医療に対応した大学附属病院(約50万 m^2)について、優先的な目標として約210万 m^2 の整備を推進する。
- 老朽化した施設の改善整備に当たっては、昭和45年以前の施設のうち、約390万 m^2 に関し、個別の施設の状況等を総合的に勘案しつつ、優先順位に基づき適切に判断する。

具体的整備方針

- 整備に当たっては、適切な調査・評価等を行い、それらの結果に基づき、真に重点整備を行うべき施設を厳選する。
- 施設の利用に当たっては、大学等の組織全体の視点に立った施設運営を推進するためのシステムを確立し、既存施設の効率的な利用を促進する。
- 各大学の研究棟の整備に当たっては、総合的・複合的な研究棟や弾力的・流動的に使用可能な共同利用の教育研究スペースに重点化する。

(3) 科学技術システム改革専門調査会における調査・検討

科学技術システム改革専門調査会においては、施設の計画的・重点的整備について、平成 13 年 4 月以降、5 回にわたって調査・検討を重ねてきた。このほか、重点分野推進戦略専門調査会においても、14 年度の科学技術に関する資源配分に当たっての主要事項として、調査・検討が行われた。

このたび、このような調査・検討結果をふまえ、科学技術システム改革専門調査会として、意見をまとめた。

2 . 意 見

(1) 基本計画期間中の整備の在り方

基本的考え方

国立大学等は、科学技術創造立国を目指す我が国の研究開発システムの中核として重要であり、その基盤たる施設については、世界的水準の教育・研究活動に対応し得る機能や、国際的に魅力ある施設環境を整備し、これによって世界最高水準の人材育成や研究成果の創出が行われるようにする必要がある。

このような施設の整備は、次世代に向けての投資であり、質の高い施設を、そこから生まれる優れた研究成果とともに、次世代への資産として継承するという考え方に立って取り組む必要がある。

また、整備に当たっては、施設の必要性やそこで生み出され

る成果等に関し、国民に対する説明責任を果たし、その理解を十分得ることが重要である。

今後、国立大学等の施設整備については、本意見に留意し、優先度の高い施設に重点を置きつつ計画的に整備を実施する。

優先整備対象

大学施設については、次代の人材育成が大学の重要な使命のひとつであるとの観点から学部教育施設の整備が重要であるほか、国際交流の促進のための宿舍等や産学官連携の推進のための施設の整備も重要であり、必要なものについて優先順位をつけて整備を図っていくべきであるが、5か年間の施設整備全体の進め方としては、緊急に整備を要する施設から優先的に実施すべきである。

このことから、文科省計画が、優先的な目標として、「大学院充実等に伴う大学院施設の狭隘解消等」、「卓越した研究拠点等」及び「先端医療に対応した大学附属病院」に係る施設の整備を掲げていることは妥当である。

また、人材養成・研究開発の分野等に関する社会的ニーズや、基本計画及び、今後、総合科学技術会議が策定する分野別推進戦略に示される重点分野・領域に対応した施設の整備を重視し、その施設の各分野・領域における位置づけ等を考慮しつつ進める。

評価に基づく重点的な整備施設の選定

文部科学省においては、具体的な整備対象施設について、外部も含めた適切な評価体制を整え、以下の要因を的確に評価して、選定することが必要である。各大学においても、下記の将来構想策定や整備施設の選定・運営に外部も含めた評価を活かすことが、スペース配分等の透明性を確保するとともに、国民の理解を得る観点からも望ましい。

その際、重点投資による世界最高の教育・研究水準の大学の育成を重視する。また、後掲（ ）の新たな整備手法や収入確保策等、施設整備のための自主的努力も最大限行う。

（ ）将来構想

これまでの研究成果や社会のニーズ等をふまえ、各大学が主体的に検討し積極的に提案する長期的な教育・研究の推進に係る将来構想（キャンパス整備計画、施設の将来構想を含む。）を的確に評価し、優れたものを選定する。

（ ）教育・研究の活性化状況

現有の施設の活用状況を正確に把握することを前提として、教育・研究活動の活性化状況（競争的資金の獲得状況、学部・大学院教育の水準、人材流動化の状況等）や、世界

的水準の研究活動の状況（国際水準の論文等の発表状況、外国人研究者・留学生数等）を評価し、真に優れた教育研究活動を行っている施設に対し重点整備を行う。

（ ）流動的利用システム

従来の講座等ごとに硬直化した施設利用を改め、大学内で、変化する教育・研究活動のニーズや研究活動の活性化の状況に、的確に対応するスペース配分がなされる仕組みの構築が必要である。このため、研究室を一定期間の契約により利用し、定期的に配分を見直す方式などにより、スペースの流動的・競争的利用により一層の有効利用を図る。

（ ）研究開発システム改革

機関の長の優れた構想とリーダーシップの下、国際的に魅力のある卓越した研究拠点の創出に向け、柔軟かつ機動的な組織マネジメントへの変革を図り、任期制・公募制の導入、外国人研究者の登用、先導的研究等の推進、新興分野の人材養成等、研究開発システム改革に積極的に取り組むものを評価する。

整備方策

（ ）国立大学等施設の計画的・重点的整備に必要かつ十分な

経費を確保するため、国立大学等施設の整備費について、公共事業関係費に位置付けることを検討する。

() 施設整備費の効果的・効率的使用のため、以下の方策を講じる。

- 国有財産処分収入・民間資金の確保等の収入確保策や、P F I 等新たな整備手法の導入
- 整備コストの縮減（建設単価の見直しなど）
- 既存施設の改修・活用
- 外部建物のレンタルやリース等の活用
- 大学の自主性に基づく競争的資金の間接経費の活用

() 以上のほか、大学が長期的観点から主体的に施設整備を図っていく環境を整えるため償却概念の導入を図るべきであるとの意見、地方公共団体が大学へ資金を投入できるような法律上の検討を行ってはどうかという意見があった。

施設の維持管理

維持管理経費を確保するとともに、丁寧に利用するよう研究者等の啓発を図り、適切な改修とあいまって、施設を次世代まで長期的に継承・利用することを可能とする。さらに、適切な実施基準・方法を定めて、施設の保守・点検（プリメンテナン

ス)を実施し、長期的な利用に耐えられるようにする。

推進体制

国立大学等施設の計画的・重点的整備が着実に実施されるよう、総合科学技術会議において、施設整備の実施状況をフォローアップする（別添参照）。

（２）平成１４年度の整備の重点について

平成１４年度は、特に緊急性のある大学院充実等に伴う大学院施設の拡充及び卓越した研究拠点の整備について、優先度の高い施設に重点を置きつつ推進する。

．国立試験研究機関、私立大学等の施設整備

１．現状等

国立試験研究機関及び独立行政法人研究機関においては、政策目的の達成を使命とし、基礎的・先導的研究や政策的ニーズに沿った具体的目標を掲げた体系的・総合的研究を中心に研究開発が行われているところであるが、その保有施設の総面積は約３３０万㎡であり、このうち、国土交通省による施設の修繕・改善の必要性を判断する緊急度判定基準により修繕等が必要とされている施設面積は約５２万㎡、建築後２５年以上を経た施設の面積は約

8 6 万 m²となっている。

また、私立大学等においては、それぞれ独自の建学の精神に基づき、特色ある教育・研究活動を積極的に展開しているところであり、我が国の私立大学等の保有施設の面積は約 3 4 2 0 万 m²であり、このうち、建築後 2 5 年以上を経た施設の面積は約 1 1 9 0 万 m²となっている。

2 . 意 見

(1) 国立試験研究機関及び独立行政法人研究機関においては、国立大学等の施設整備と同様の考え方に立って、優れた研究成果を上げている機関に必要な整備を行うこととし、効果的に研究を推進し、優れた研究開発の成果を生み出し、成果を社会へ還元するため、時代の要求に対応した施設の整備・充実に努める。筑波研究学園都市に移転新築された国立試験研究機関等は、改修を必要とする時期を迎えつつあり、その整備が一時期に集中しないよう計画的に進める必要がある。

各機関においては、第三者を含めた適切な評価も踏まえながら、長期的な研究推進の方向についてのビジョンを策定し、これに対応した施設整備計画を作成するなどして、着実な整備を推進する。

この際、国立大学等の場合と同様に、社会的ニーズや重点分野への対応、効果的な整備が図られるよう、研究の活性化

状況を反映したスペース配分や流動的利用システムの構築、施設整備を契機とした研究開発システム改革の促進、整備方策の工夫等に配意する。なお、国立大学等の施設整備費の予算上の取扱いに関連して、国立試験研究機関等の施設整備費の取扱いについても検討が必要である。

- (2) 私立大学等は、保有する優れた人材や研究開発に関する高いポテンシャルが活用されるよう、その主体性をふまえつつ、研究開発環境を整備し、優れた研究成果の創出に結びつけていく必要がある。私立大学等の先端的研究や社会的要請の強い研究に関するプロジェクトを推進するため、研究施設の整備を含めた補助を充実するとともに、長期・低利の貸付事業や、老朽施設の改築に対する利子助成事業を推進する。

．終わりに

総合科学技術会議は、今後その主導により、各府省の施設の整備計画を把握し、相互の連携の促進を図っていくこととし、平成 1 4 年度予算編成に向けて、産学官連携による共同研究施設を取り上げて、この取組みに着手するものとする。